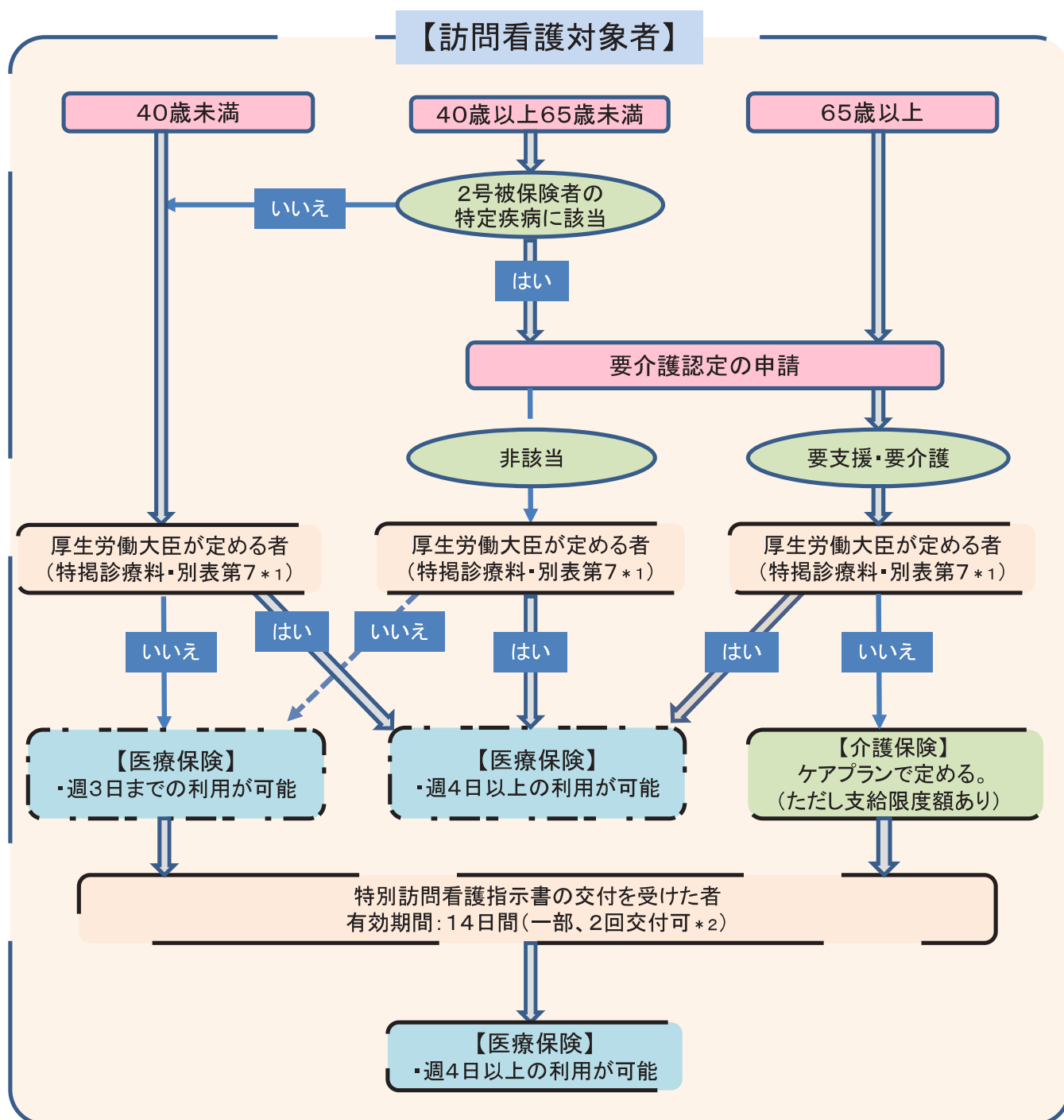


2. 医療保険・介護保険の訪問看護の対象者

- ◆訪問看護は、主治医から「訪問看護指示書」「特別訪問看護指示書」の交付を受けて実施します。
- ◆要介護・要支援の認定を受けた方は、本来、介護保険が優先ですが、厚生労働大臣が定める疾病等（別表第7*1）や、病状の悪化等により特別訪問看護指示期間にある方、精神科訪問看護が必要な方（認知症を除く）は、医療保険で訪問看護が提供されます。
- ◆また、医療保険の訪問看護は、基本的に利用回数は週3日までですが、厚生労働大臣が定める疾病等（別表第7）や気管カニューレ等の特別な管理が必要とする方（別表第8*3）、病状の悪化等により特別訪問看護指示期間にある方は、週4日以上利用ができます。



*** 1:別表第7**

末期の悪性腫瘍	プリオン病
多発性硬化症	亜急性硬化性全脳炎
重症筋無力症	ライソゾーム病
スモン	副腎白質ジストロフィー
筋萎縮性側索硬化症	脊髄性筋萎縮症
脊髄小脳変性症	球脊髄性筋萎縮症
ハンチントン病	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
進行性筋ジストロフィー症	後天性免疫不全症候群
パーキンソン病関連疾患	頸髄損傷
多系統萎縮症	人工呼吸器を使用している状態

*** 2:特別訪問看護指示書(注)を月2回交付できる者(有効期間:14日間)**

- ・気管カニューレを使用している状態にある者
- ・真皮を超える褥瘡の状態にある者

(注)特別訪問看護指示書

患者の主治医が、診療に基づき、急性増悪等により一時的に頻回(週4日以上)の訪問看護を行う必要性を認め、訪問看護ステーションに対して交付する指示書

*** 3:別表第8**

- 1 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2 以下のいずれかを受けている状態にある者
 - 在宅自己腹膜灌流指導管理
 - 在宅血液透析指導管理
 - 在宅酸素療法指導管理
 - 在宅中心静脈栄養法指導管理
 - 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
 - 在宅自己導尿指導管理
 - 在宅人工呼吸指導管理
 - 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
 - 在宅自己疼痛管理指導管理
 - 在宅肺高血圧症患者指導管理
- 3 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態にある者
- 4 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- 5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

